

質問・回答 新制度移行幼稚園・認定こども園(預かり保育)無償化説明会 令和元年6月20日(木)13時30分～14時30分 千鳥・海鷗

No	項目	質問	回答
1	定員を超える申し込み	新2号の定員設定の考え方は。職員配置や利用希望人数の関係で、希望を受けきれない場合は断っても良いか。	各園が人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合には、各園の判断で利用をお断りすることや、対象者を選定することは可能です。 (幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会別冊2 幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2019年5月30日版】(以下「FAQ」という。) No.126) ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。
2	認可外保育施設等	施設としては平日8時間以上、年間200日以上預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当するか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市区町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、幼稚園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。(FAQ No.125) ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。
3	確認申請	P11(別紙3 預かり保育事業)「2. 運営に関する事項」で、「預かり保育事業の利用児童数及び職員配置(申請日時点)」となっているが、いつ時点の人数を入力すれば良いのか。また、1号児童の利用実数を入力するのか。	申請日の属する年度における標準的な利用児童数及び職員配置をご入力ください。 なお、曜日ごとに児童数が定まっている場合等はその旨をご記載(余白等)願います。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。
4	保護者対応	保護者向け周知文(資料4-3)を一部修正して配布しても良いか。(説明会后、個別質問)	補足して説明することなどがあれば別紙を付けるなどして説明していただいても構いませんが、周知文の内容については原則そのままをお願いします。やむを得ず内容を変更する場合は、周知文の趣旨が変わらない程度にしてください。また、周知内容を事前に確認させていただきたいため、幼保運営課に資料をデータで提出願います。
5	保護者対応	保護者向け周知文(資料4-3)に、預かり保育の利用をお断りする可能性があることが書かれていない。(説明会后、個別質問)	第2版の保護者向け周知文を配布するなど工夫してまいります。可能であれば市政だよりでもお知らせします。
6	保護者対応	英語・中国語版の保護者向け周知文(資料4-3)も作成してもらえないか。	検討いたします。
7	保護者対応	不正受給と遡及適用の対応をご教示いただきたい。	不正受給: 検討します。 遡及適用: 遡及適用させることは難しいとは思いますが、後日お示しします。
8	保育認定	就労証明書の記入内容の確認(64時間以上勤務等)を園が行う必要があるか。	必要は無いです。
9	保育認定	月によって64時間を超えたりしなかったりする場合、無償化の対象となるか。(説明会后、個別質問)	区こども家庭課へお問合せください。(区で詳細な就労状況を確認して対象となるか判断します。)
10	保育認定	就労要件を満たし支給認定を受けた方が、途中で仕事を辞めた場合、無償化の対象となるか。	無償化の対象とはなりません。
11	保育認定	預かり保育を利用する方については、園独自で就労証明書を保護者から徴取しているが、それを新たな支給認定の添付書類(保育が困難なことを証明する書類)として良いのか(説明会后、個別質問)。	申請手続きに関しては、市で定めた様式を使用する必要があります。また、就労証明書の有効期間は原則、3か月以内としています。保護者には証明を取り直す負担がありますが、無償化の対象となるために必要である旨ご説明してください。
12	保育認定	昨年度、上の子が学童保育等、他の入所申請に伴い既に就労証明書を提出しているが、今回の預かり保育無償化に係る支給認定(新2号)について就労証明書は改めて必要か。	就労証明書の提出は必要です(有効期間が3か月であるため。)
13	保育認定	新2号となる人が、施設側からすると誰かわからない。	本人の申告を元に確認していただき、支給認定申請書及び就労証明書をお渡しください。

No	項目	質問	回答
14	保育認定	就労証明書及び支給認定申請書が不足した場合は、コピーで対応しても問題ないか。	問題ないです。
15	市外在住者	他市のお子さんへの対応は(説明会后、個別質問)	在住している市の方針に従って頂きたいと思います。
16	市外在住者	在園児に千葉市外居住者がいるが、申請手続き等は千葉市と同じ流れになるのか。(説明会后、個別質問)	新たな支給認定は、申請者が居住する自治体が行います。自治体により申請手続き等は異なる可能性があるため、園または保護者から直接該当自治体に確認してください。
17	市外在住者	他市在住の子どもで、1号認定で預かり保育を利用している。本日配布された保護者向け周知文(資料4-3)を配布してよいか。(説明会后、個別質問)	現行の1号認定も居住する自治体が行っており、無償化のための新たな支給認定(新2号認定)も居住する自治体が行うこととなります。認定のための申請様式や手続きの流れは各自治体で異なる可能性があるため、園または保護者から居住する自治体に直接確認してください。
18	請求	請求書等の提出を保護者が怠った場合、園はどこまで対応すれば良いか。	別途説明会等の機会を設けて説明差上げます。
19	請求	食材料費を預かり保育料と一体的に徴収している場合、どのように対応すればよいか。(説明会后、個別質問)	今般の幼児教育・保育の無償化では、全ての施設・事業に係る給付を通じて、食材料費・日用品費等(特定費用)については、無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)には含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と特定費用は切り分けて額を設定していただく必要があります。したがって、食材料費等の特定費用は特定子ども・子育て支援利用料とは別途徴収することが基本となると考えられますが、保護者に対して発行し、施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載することを前提に、保護者からは両費用を一体的に徴収することも可能です。なお、保育料とは別途徴収する場合、給食費は消費税が課税されることに御留意ください。(FAQ No.177)
20	その他	代理受領も考えているか。	現時点では考えていませんが、実務的な課題を精査しながら検討してまいります。 ※ <u>下線部分</u> は説明会時における回答に追記をしている部分となります。